

様式第2号（3関係）

処 分 基 準

令和7年9月1日作成

法 令 名 : 静岡県金属くず営業条例
根 抱 条 項 : 第16条第1項
処 分 の 概 要 : 金属くず商の許可の取消し
原 権 者（委任先） : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め :
<p>処 分 基 準 :</p> <p>別紙「静岡県金属くず営業条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり</p> <p>なお、静岡県金属くず営業条例第16条第1項第1号から第3号までに該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の責めに帰すことのできない事由により、法人の役員が条例第4条第1項第1号から第8号まで又は管理者が条例第4条第1項第10号アからウまでのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :

## 別紙

### 静岡県金属くず営業条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準

#### (趣旨)

第1条 この基準は、金属くず商又はこれらの代理人若しくは使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った法令違反行為等に対し静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、営業停止命令又は許可の取消しを行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号。以下「条例」という。）第15条の2の規定に基づき、金属くず商に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第16条第1項（第1号から第3号までを除く。）の規定に基づき、金属くず商に対し、金属くず営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消し 条例第16条第1項（第1号から第3号までを除く。）の規定に基づき、金属くず商に対し、その金属くず商の許可を取り消すことをいう。
- (4) 法令違反行為 条例又は条例に基づく公安委員会規則に違反する行為をいう。
- (5) 法令違反行為等 法令違反行為及び指示に違反する行為をいう。
- (6) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。
- (7) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (8) 営業停止期間 営業停止命令において金属くず商が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

#### (法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、別表に定めるとおり、A、B、C、D、E及びFに分類するものとする。

#### (指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

- (1) 金属くず商がC、D、E又はFに分類されるものを行ったとき。
- (2) 金属くず商が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が

C、D、E又はFに分類されるものを行ったとき。

(指示の内容)

第5条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置
- (3) 前各号に掲げるもののほか、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見のために必要な措置
- (4) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

(営業停止命令)

第6条 金属くず商が次の各号のいずれかに該当し、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 金属くず商がB、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
  - (2) 金属くず商が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- 2 金属くず商がFに分類されるものを行ったとき、又は金属くず商が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がFに分類されるものを行ったときであって、次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。
- (1) 金属くず商又は代理人等により当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき。
  - (2) 金属くず商又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該金属くず商が営業停止命令を受けたことがあるとき。
  - (3) 金属くず商又は代理人等が当該営業停止命令対象行為を行った日前3年以内に当該金属くず商が指示を受けたことがあるとき。

- (4) 金属くず商又は代理人等が当該営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、金属くず商が引き続き金属くず営業を行った場合に盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令に係る基準期間等)

第7条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (2) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (3) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (4) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (5) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。

(営業停止命令の併合)

第8条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は6月を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各法令違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）。
- (2) 短期 各法令違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの。
- (3) 長期 各法令違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

(観念的競合)

第9条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合において営業停止命令を行うときは、各法令違反行為等について第7条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第 10 条 金属くず商が営業停止命令を受けた日から 5 年以内に当該金属くず商に営業停止を行うときは、当該営業停止命令に係る法令違反行為等について第 7 条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ 2 を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6 月を超えることはできない。

(営業停止命令の期間の決定)

第 11 条 営業停止期間は、第 7 条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 7 条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為による盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が低いと認められること。
- (2) 金属くず商又は代理人等が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかつたことについて金属くず商の過失が極めて軽微であると認められること。
- (4) 金属くず商が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 7 条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
- (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害される程度が著しく高いと認められること。
- (4) 金属くず商が営業停止命令対象行為を行った日前 5 年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、指示又は営業停止命令を受けたこと。
- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかつたことについて、金属くず商の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 金属くず商が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造

しようとするなど情状が特に重いこと。

(許可の取消しを行うべき場合)

第 12 条 次の各号に掲げる場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 金属くず商が A に分類されるものを行ったとき。
- (2) 金属くず商が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が A に分類されるものを行ったとき。
- (3) 許可の取消しを行おうとする日前 1 年間に 60 日以上の営業停止命令を受けた金属くず商又は代理人等が当該営業停止命令の理由となった法令違反行為に係る法令の規定と同一の法令の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるものの場合のほか、法令違反行為等を行った金属くず商又は代理人等が再び法令違反行為等を繰り返すおそれが極めて強く、金属くず営業の健全化が期待できないと判断されるとき。

(情状による軽減)

第 13 条 許可の取消しを行うこととなる事案であっても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、許可の取消しに代えて営業停止命令を行うことができるものとする。

(指示、営業停止及び取消しの関係)

第 14 条 法令違反行為等に対して許可の取消しを行うときは、指示又は営業停止命令は行わないものとする。

2 営業停止命令を行う場合において、法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 名義貸し	条例第9条 条例第25条第2号	A
(2) 営業停止等命令違反	条例第16条 条例第24条	A
(3) 確認義務違反	条例第11条第1項 条例第25条第3号	D
(4) 帳簿等備付け義務違反	条例第12条第2項 条例第26条第5号	D
(5) 品触れ相当品届出義務違反	条例第13条第3項 条例第25条第6号	C
(6) 帳簿等記載等義務違反	条例第12条第1項 条例第25条第4号	D
(7) 帳簿等毀損等届出義務違反	条例第12条第3項 条例第26条第5号	D
(8) 品触書保存等義務違反	条例第13条第2項 条例第25条第6号	D
(9) 差止め命令違反	条例第14条 条例第25条第5号	C
(10) 許可申請書等虚偽記載	条例第4条の2	D
(11) 変更届出義務違反	条例第6条の3第1項 条例第26条第2号	E
(12) 許可証返納義務違反	条例第7条第1項 条例第26条第3号	F
(13) 許可証携帯義務違反	条例第6条の2第1項 条例第26条第1号	F
(14) 行商従業者証携帯義務違反	条例第6条の2第2項 条例第26条第1号	F
(15) 許可標識表示義務違反	条例第10条 条例第26条第4号	F
(16) 立入り等の拒否等	条例第15条第1項 条例第26条第6号	D

(17) 許可証亡失等届出義務違反	条例第6条第3項	F
(18) 許可証等提示義務違反	条例第6条の2第3項	F
(19) 管理者選任義務違反	条例第3条第2項	F
(20) 不正品申告義務違反	条例第11条第2項 条例第25条第3号	D
(21) 休業届出義務違反	条例第8条	F
(22) 許可証貸与等禁止違反	条例第6条第2項 条例第25条第1号	A
(23) 指示処分違反	条例第15条の2	B